（目的外使用等の禁止）
第39条の３　加入協会員は、自ら又はその役員若しくは職員をして、次に掲げる調査（以下「返済能力等調査」という。）以外の目的のために加入指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼（第１号の資金需要者等及び第２号の主たる債務者に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をしてはならない。
⑴　当該加入協会員における資金需要者等の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
⑵　前号に掲げるもののほか、当該加入協会員が締結する保証契約に係る主たる債務者の借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査
２　前項により禁止される使用とは、例えば以下に掲げる行為をいう。
⑴　勧誘又は勧誘リストの作成を目的として信用情報を使用すること。
　また、勧誘リスト等に信用情報について記載等をすること。
⑵　事件又は事故等のマスコミ報道等に関連して興味本位で信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
⑶　従業員等の採用選考のために信用情報を取り扱うこと（加入指定信用情報機関に照会することを含む。）
３　協会員は、第１項に掲げる事項に留意するため、社内態勢構築に努めなければならない。

第６款　非営利特例対象法人が行う特定貸付契約に係る特則

（特定貸付契約）
第39条の４　非営利特例対象法人である協会員が特定貸付契約（施行規則第１条の２の４第３項に定めるものをいう。以下同じ。）を締結する場合には、当該貸付けの契約が特定貸付契約に該当することを確認するものとする。
２　非営利特例対象法人である協会員は、法において特定貸付契約に関して特例措置が講じられている趣旨を踏まえ、その趣旨を潜脱する貸付け等が行われないように留意しなければならない。
３　協会員が非営利特例対象法人である場合、第１款から第４款までの規定については、法の規定を踏まえ、これを適用するものとする。

第７節　広告及び勧誘に関する規則

第１款　総則

（目的）
第40条　本節の定めは、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年11月29日衆議院財務金融委員会、同12月12日参議院財政金融委員会）を踏まえ、協会員が行う広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員が行う広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。
（定義）
第41条　本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　貸金業の業務に関して行う広告
　協会員が行う貸金業法の適用のある契約に関する広告を指す。
⑵　個人向け貸付けの契約に係る広告
　協会員による個人を債務者とし無担保無保証で金銭を貸し付ける契約についての広告のうち、貸金業法第15条の適用があるものを指す。
⑶　企業広告
　その内容として当該企業の特定の商品やサービスの利用促進を訴求することなく、企業の理念や主張、姿勢又はイメージを一般消費者に伝える広告を指す。
⑷　貸付けの契約に係る勧誘
　特定の資金需要者等に対して、協会員が、貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。

（細則の制定及び遵守）
第42条　協会は、協会員がその貸金業の業務に関して行う広告、企業広告（貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものを含む。）を行うに当たっての遵守事項及び留意事項等を明確にした貸金業者の広告に関する細則（以下、この節において「細則」という。）を制定するものとし、協会員は、これを遵守しなければならない。
（広告に関する管理上の措置）
第43条　協会員は、貸金業の業務に関して行う広告に適用のある法令、告示その他の準則を遵守し、自らの広告により不当に顧客を誘引し、消費者である資金需要者等による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、広告に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

第２款　個人向け貸付けの契約に係る広告に関する規則

（個人向け貸付けの契約に係る広告表現）
第44条　個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。
⑴　安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること
⑵　貸付条件を明示すること
⑶　啓発的な要素を十分に取り入れたものにすること
⑷　児童及び青少年への配慮をすること
（広告審査）
第45条　協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。
⑴　テレビＣＭ
⑵　新聞及び雑誌広告
⑶　電話帳広告
２　協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、次に掲げる事項に十分留意しなければならない。
⑴　細則Ⅰ．４．⑴③で定める過剰借入への注意喚起を目的とする啓発文言の表示及び細則Ⅰ．４．⑵①②で定める当該文言の表示方法
⑵　細則Ⅰ．４．⑶で定める表現内容についての留意事項
⑶　細則Ⅰ．４．⑷で定める出稿先について
（協会員による説明）
第46条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節及び細則の規定に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。
（新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換）
第47条　協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換に努めるものとする。

第３款　企業広告に関する規則

（目的）
第48条　本款は、第41条第３号に規定される企業広告に関し、屋外広告看板等の設置及び貸金業の業務に関して行う広告との差異が明確でないものの取扱い等について定め、もって多重債務問題への対応及び景観等への配慮に寄与することを目的として、協会員等はこれを遵守するものとする。
（定義）
第49条　本款における「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。
⑴　「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。
⑵　「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。